

森と海・きずな事業計画

～ 間伐材利活用の推進 ～

森林本来の機能回復を目指して、平成23年度より森と海・きずな事業を計画し森林整備を進めています。今年度は、環境林だけではなく、スギヤヒノキなどの生産林の間伐材の利活用を行います。

農水商工課農林係 ☎251231

市内の森林は、所有者の高齢化や生活スタイルの変化により、森林を管理することが難しくなっています。このため、市では平成23年度より「森と海・きずな事業」を計画し、森林を整備することで水源涵養力（森林が水資源を蓄え、育み、守っていく働き）を増加させ、土砂流出災害の防止と海の活力を高めるため、森林整備事業を推進しています。

平成23年度は、里山地域における山林や水源涵養地域における環境林をはじめ、森林所有者や施業者が間伐したスギヤヒノキなどの生産林を含め市内森林面積7、500haの内、約60haの森林整備を行うことができました。

今年度は、環境林だけではなく、スギヤヒノキなどの生産林の整備を行います。また、間伐などで森林整備を進めるものの、木材は放置されていることから蒔ストープ用の燃料や土壌調整用チップなどに間伐材の利活用を推進してい

きます。

森林整備には、多大な時間と労力が必要になります。この整備により川へ流れ込む水量が増え、海での磯焼けの防止や海産物の生育などにも好影響が期待できるほか、木材資源の利活用を図ることで自然循環型のエネルギー利用を目指していきます。

今年度実施する5つの森林整備事業

① 森林環境創造事業

平成19年度から平成38年度にかけて、船津町から河内町の森林内において過密になった木を間伐することで、地面に十分な光と水分を与えて木々がしっかりと地面に根を張り下草も繁茂することにより、水をためる力が強くなります。このような受光伐を進めることで、森林の環境創造を推進していきます。



② 環境林整備促進事業

加茂川上流の河内町・松尾町の天然林の切り払いや間伐を行うことにより、森林機能の回復を目指します。

③ 生産林搬出間伐促進事業

スギヤヒノキなどの生産林を間伐し搬出することにより、木材の有効活用を図ります。森林整備を通して美しい森林づくりと林業再生を目指します。

④ 山林間伐材利活用促進事業（募集します）

間伐による森林整備を進めています。間伐材は放置されていることから資源の有効活用を図ります。伐採を行った木材を蒔ストープ用の燃料や土壌調整用チップなどの利

用に努め、森林整備と山林資源の利活用を進めていきます。伐採希望者は、山林所有者の承諾を得て、申し込んでください。

⑤ 生産林整備間伐促進事業（募集します）

市内全域において、スギヤヒノキなどを植林している森林所有者、施業者へ補助金を交付します。森林の間伐に必要な経費の30%程度を補助します。例えば、自力施業で1ha（10,000㎡）当たりの間伐を行った場合、5万円の補助金になります。施業予定者は、事業計画書を提出して事業の開始となります。

また、三重県が行っている県単造林事業との併用も可能であり、間伐に必要な経費を軽減することができます。

森林の土地を取得したとき届出が必要です

～ 新しい制度がスタート ～

個人か法人かによらず、売買契約のほか、相続・贈与・法人の合併などにより森林の土地を新たに取得した場合に、事後の届出として森林の土地の所有者届けが必要です。

所有者となった日から90日以内に、取得した土地がある市町村の長に届出を行います。相続の場合、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に、法定相続人の共有物として届出をする必要があります。